

## 令和2年度第2回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

1. 開催日時 令和2年7月13日(月) 午後10時00分から12時20分まで
2. 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2
3. 出席者 松浦委員長、原田委員、松本委員、入江委員、鈴木委員、吉武委員、高柳委員、平野委員、黒澤委員、田中委員、中村委員、西山委員、園田委員、稲田委員(計14名)
4. 欠席者 林副委員長
5. 事務局 福祉部障害福祉課長、障害福祉課担当者3名
6. 傍聴者 3名
7. 議題

- (1) 現行計画の進捗状況について(報告)
- (2) 基礎調査の結果について
- (3) 障害者計画2016-2025中間見直し版の案について
- (4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の案について

### 8. 資料

- ・資料1-1 白井市障害者計画2016-2025結果概要(平成31年度)
- ・資料1-2 白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について
- ・資料2 基礎調査結果報告書案
- ・資料3-1 白井市障害者計画2016-2025中間見直し素案(第1章・第2章)【修正版】
- ・資料3-2 白井市障害者計画2016-2025中間見直し素案(第3章)
- ・資料3-3 白井市障害者計画2016-2025中間見直し素案(第4章)
- ・資料3-4 障害者計画2016-2025中間見直し版 策定調書
- ・資料4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案(第1~3章・第5章)

### 9. 議事

#### ◇開会

- ・事務局により開会が宣言された。

#### ◇事務局からの確認、報告・説明事項

- ・配付資料の確認
- ・資料2『基礎調査結果報告書案』142・143ページのヒアリング結果に一部誤りがあったため資料修正がある旨の説明。
- ・補助者の会議参加についての承認。
- ・欠席者の報告。
- ・会議録作成のための録音、公表の承認。

#### ◇委員長挨拶

- ・委員長から挨拶があった。

#### ◇新委員の紹介

- ・前回会議の後に、団体代表委員の方がお二人交代がありましたので、各団体から自己紹介。

#### ◇障害福祉課長挨拶

- ・障害福祉課長から挨拶があった。

#### ◇議 題

##### 1 現行計画の進捗状況について

- ・事務局より資料説明が行われた。

#### 委員

資料の1-2の2ページ目、(2)番、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、未達成ということで、未達成の理由としまして、市内には精神科病院等の関係機関の集積が十分でなくという理由が述べられていますけれども、逆に言いますと、この精神科病棟の充実がなければ、この目標は達成できないということになるのでしょうか。それとも、何か違う方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

#### 事務局

理由として、市内に精神科病院の関係機関の集積が十分でなくということをお願いしました。地域包括ケアシステムは、精神障害者の方が地域で生活することを協議する場をまず設置することが市に求められているものではありません。

市内には精神科病院はないのですが、市外等、精神科病院の協力を得たり、市内の精神科関係、精神障害関係の通所施設などの協力を得ながら、本年度、自立支援協議会の中で、このケアシステムに関する協議の場を設置することにいたしました。

#### 委員長

ちなみに、白井市さんは、市内にメンタルクリニック系、開業医もいらっしゃらないのですか。

#### 事務局

はい。クリニックも病院もございません。

#### 委員長

何か誘致する動きとかはないのですか。

## 事務局

市の医療計画などに、自立支援協議会からの意見などで、市内にはないということとは申しあげているのですが、印旛圏域として医療計画が定められていて、圏域には充足しているという県の回答をもらっているところではあります。今後も求めていく予定ではあります。

## 委員長

私、精神科医には知人が多いのですが、大病院に勤めている人たちは開業を目指している人が結構いるので、例えば市有地の提供だとか、何らかの補助があると可能性があるかもしれません。一応、情報です。

## 委員

基本的なことをお聞きしたいのですが、私、全然見えませんので、資料をCD化していただいて聞いておるので間違っている部分があるかもしれませんので、そのことはお断りして、間違っている部分は直していただきたいと思います。

まず今聞いていて、これは今、報告があったのは、10年計画のほうの報告なのでしょうか。

## 事務局

前半のほうで10年の計画である障害者計画の進捗状況をお話ししまして、後半のほうは3年ごとの福祉計画のほうのお話を分けてさせていただいております。

## 委員

聞いていて、どっちのことを言っているのか全然分からないのですよね。障害者、この10年計画のほうの報告をやっているのか、障害者福祉のほうの計画をやっているのか分からないということ。

それから、毎年毎年この報告をやっておられるのですか。31年度とか、30年度とかおっしゃっていますから。ということは、今後もまだ令和2年とか、3年とか、4年とかというのを毎年おやりになることでしょうか。それは公表されるのでしょうか。

## 事務局

進行管理は、二つの計画とも毎年やっております。

管理した結果を毎年、地域自立支援協議会のほうに報告させていただきまして、その後に公表させていただいております。一方、計画をつくる、この策定委員会が設置されている年におきましては、自立支援協議会と策定委員会の両方に報告をさせていただいている次第です。

## 委員

何か義務づけられているようには見えなかったのですが、この10年計画に、毎年毎年という、中間報告というのですか。中間見直しというのはいったいあったのですが、毎年何かをやるというのはいったいなかったのでお聞きしたのです。ありがとうございます。

## 委員

進捗状況についての資料4ページ目にあった保育所等訪問支援が利用できる体制とか、主に重症心身障害児に対するサービス事業とか、発達支援事業とか、未実施とかゼロか所だったのですけれども、これ、今まで各家庭でやってきたということですか。それとも、これがなくても、この三つを充足できる代わりになるものなどが、白井市自体には、仮でもそういうのを実施するものは一応あるのでしょうか。

## 事務局

保育所等訪問支援につきましては、令和4年度で児童発達支援センターのほうでサービスの開始を予定して今動いているところです。重症心身障害児の児童発達と放課後デイサービスにつきましては、主にとるところなので、重症心身障害児を主に扱っている事業所はゼロか所というところで、全く受け入れられないというわけではないですね。あとは、市外の事業所とかを利用されている方とかもいらっしゃいます。

なので、市内には、今のところまだ、主に重症心身障害児を取り扱っている事業所は設置できていない状況です。

## 委員

資料1-2の地域生活移行支援者数ですが、1人ということで、前回の策定委員会では達成できなかったら上乗せみたいな話があったのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

## 事務局

福祉施設の入所者の地域生活への移行支援につきましては、前年度の1名から、こちらの資料が、平成28年度末からの人数のほうを記載させていただいておりまして、平成30年度と31年度につきましてはゼロ名ということで、トータルで引き続き1名しかまだ移行できていないような状況です。

令和2年度までに3名を移行することが一応、目標となっております。

## 委員

この評価で評価点数、評価されていますよね。自己評価というのですか。聞いていまして、3点。ゼロというのがあるので、ゼロというのはいくらも分らないのですが、それと、この評価される以上は、評価する項目というのが多分あるのだらうと思うのですが、これは公開されているのか、明らかにされているのかということと、それから、3点制ですから、1.8とか1.9とかがあるということは、普通ならば2以

上があって普通であって、2 以下の場合というのは。だから目標というのがあるのでしょうか。ただ単なる自己採点だけなののでしょうか。

## 事務局

障害者計画につきましては、自己評価ということで、当初見込み以上の実績や成果があったが3点、おおむね当初見込みどおりの実績や成果だったが2点、当初見込んでいた実績や成果に届かなかったが1点、実績や成果が全くなかったが0点の4段階にしていまして、それぞれの実施事項につきましては、13 ページ以降に非常に細かい表をくっつけているのですけれども、項目ごとにそれぞれの担当課が、今年は何やる、来年は何やるというのをあらかじめ決めておきまして、それに対して自己評価をしていると。

評価につきましては、ご指摘のとおり、各課による全くの自己評価になってしまっておりまして。例えば、それは前年に比べてどうだったのかとか、あと、あらかじめ達成していた目標を達成したとか。かなり実施事項が多岐にわたるので、一律の基準というのをつくるのが難しく、ここは各課の判断によってしまっておりまして。

公表しているかどうかというところについては、全てこの一番細かい表も含めて、公表はさせていただいているところです。本来、2 点以上あるべきというのはおっしゃるとおりで、一番の理想は3点満点というところなのですけれども、残念ながら、全平均で1.90、また、一番高いものでも2.24 というのが現状になってしまっておりまして、自己評価ではありますが、もうちょっと上を目指していく必要があるのかなとは思っております。

## 委員長

ありがとうございます。ほかはいかがですか。では、私から何点かよろしいでしょうか。

今、委員からあった、この種の計画は法で定められていまして、つくらなければいけない、評価しなければいけないということになっていて、これは障害者基本計画でしたかね。あと、子供に関しては、子ども・子育て支援法だとか、法定義務があるのでやらざるを得ないのですけれども、この点数評価に関して、私、複数の自治体のこういうのを見てきましたが、白井市は極めて適正につけているなど。褒めるわけではないのですけれども、と思いました。よくある自治体は高得点しかつけないのですよ。それに反して、零点だとか1点だとかつけるということは、かなりシビアに見ているなど。ただ、今、委員がおっしゃったように、零点だとか1点のところは、どう具体的に何をしていくかというのは出したほうがいいかなとは思いました。

その上で2点、質問と要望をさせていただきます。

この資料1-1の例えば7ページですね。私、教育が専門なので。字が小さくて見えないですね。43番ですか。個別支援学級は、実はこの資料で初めて、今まで生きてきた中で初めて拝見して、特別支援学級のことなのですね。でも、こういう名称を使っているのは、調べてみたら横浜市と白井市だけなのですね、日本中で。

白井市のウェブサイトも見たのですけれども、かなり昔に何らかのきっかけでこの名称に変えられたとは思いますが、できるだけ、白井市さん、多分ほかからの転入の市民の方とか多いと思うので、一般的な名称に変えられたほうがいいのではないのかなと思いました。

特段、何か白井市独自でこういう特別な取組をしているというのであれば構わないのですけれども、参考までに、いろいろな小中学校の白井市内の小中学校のウェブサイトもざっと調べたのですが、特別支援学級と表記している学校も多いですね。ですから、市教委さんが、これで一律していくよとそんなにハッパかけているわけでもないのしょうから、文言の整理をしたほうがいいかなと。

同じように、文言の整理としては、次のページの52番ですか。障害のある方に関して、一般就労という表現を使っているのですけれども、この一般就労というのは、障害者雇用促進法の雇用率に反映される就労のことなのか、手帳とか一切関係なくて就労していることを言うのか。言葉の整理というのをされたほうがいいかなとは思いました。

もう1点、前のページに戻って、7ページの学童保育というのも47番にあるのですけれども、これは皆さん、学童保育というと、きっとぴんと来るとは思うのですが、法定の名称は放課後児童クラブですよね。よくメディアなんかでも「放課後児童クラブ(学童保育)」というように市民の方にも分かりやすく表記しているので、そこら辺の整理をされてはどうかかなと思いました。この後も様々な資料で同じ文言が出てきますので、検討してください。

もう1点、さっきの委員と同じ視点で、私もあれと思ったのですけれども、資料1の2のほうの4ページです。障害児に関するところで、零か所、未設置という数字が並んでいるのですが、元年度、2年度の目標は1か所、1か所になっていますけれども、これ、例えば医療的ケア児が、前の会議でもちょっとそんな話をしたかもしれませんが、医療的ケア児が市内に何名いるのかだとか、あるいは障害福祉課のほうにそういうニーズが上がってきているのかだとか、そこら辺の情報はいかなのでしょうか。

## 事務局

医療的ケア児につきましては、昨年度、県のほうでアンケート調査をさせていただいて、その資料を基に、各事業所が特別支援学校のほうに市独自で調査を行いまして、その分につきましては、医療的ケア児者の把握のほうをさせていただいております。

市独自のもので全て把握しきれているかというところなのでは、ある程度、把握のほうは市で行っているところでは。

## 委員長

こういうのをつくってほしいというニーズとかはないのですか。

## 事務局

まだニーズの調査まではできていないところです。

## 委員長

市の計画を練るときには、やっぱり市民の意向が大前提だと思うので、しっかりニーズ調査をされて、できるだけ具体的に、このゼロとか未実施はなくしていったほうがいいのかなど思いましたので、よろしくお願いします。

ほかは皆さん、資料1のほうで何かありますでしょうか。お願いします。

## 委員

さっき委員長のほうからあったのですけれども、医療的ケア児のニーズはないのかというのですけれども、そもそも市民からすると、どこにそういうニーズを言っているのかが分からないというのと、私、高校の途中で病気になってすごく困ったのが、そもそもここ白井市に特別支援学級とか設置がされているのか、いないのか。それも、一応、転学する際に調べたのですけれども、全く分からなかったし、どこに何があるか分からず、意外と探してみたら特別支援学級あったりとか、そういう学校自体が袖ヶ浦とかにあるとか。そもそも白井市自体にそういうのを設置している学校がどこにあるかも、まとめて表記してある場所がないので分からないし、もしそういう所を探したいなとか、どこだろう、相談したいなと思っても、市役所のどこに相談していいかが、どこにそういうのを欲しいですと言っているのかが、まず分からないというのもあるので、そういうのもあって、ニーズが集まりにくいのではないかなというのは思いました。

## 委員長

ありがとうございます。参考意見ということですね。

ほかは皆様、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。私が発言して20分もかかってしまったのですけれども、よろしいですか。

## 委員

分からないことがあるので教えて頂きたいのですが、私は視覚障害者ですが、この計画は全く知りませんでした。今回の資料も音読されたCDを頂いて聞いたのですが、よく分からない。1つは10年計画ですか、2016年から2025年の10年計画。そして障害者計画というのがあって、そこに中間まとめというのがあるようですし、もう一方に障害福祉計画というのが別にあるので、この10年の計画と、障害福祉計画とは並列ですか。同じことを2つやっているように私には見えるのですが、この辺はどうなのでしょう。始める前に、初めてなので教えて頂ければと思います。

## 事務局

それでは、2つの計画の概要について簡単に説明させていただきます。

まず、障害者計画は、10年計画というお話がありましたとおり、2016年から2025年までの計画となっておりますが、障害者基本法という法律に基づいて、市町村が策定する計画になっていきます。こちらは市の障がい者福祉全般の基本的な計画として位置付けられています。この10年間というのは、必ず10年と法律で定められているわけではなくて、白井市においては、上位計画になる総合計画、それから地域福祉計画という計画の期間に合わせて、10年を決定させて頂いています。それが来年度でちょうど半分の5年間を終了することになります。今回は、後半の5年間の計画を進めていくために、必要な中間見直しを行うものとなっております。市の障がい者施策の基本的な計画となっておりますので、分野としては、福祉のまちづくりとか差別解消とか、広範囲に及ぶものとなっております。

もう一方の障害福祉計画・障害児福祉計画は、2本立てで1つの計画になっていきますが、こちらは障害者総合支援法という法律と、児童福祉法という2つの法律で定めることが決められている計画になりまして、こちらは3年スパンで、全国の市町村が同じ3年ずつで作っていく計画になりますが、障がい福祉の中でも、特に障害福祉サービス・・・通所で介護を受けるであるとか、ヘルパーの派遣を受けるとか、職業訓練等がありますが、そういったものを含めた、障害福祉サービス及び障害児通所支援、こちらをどの程度確保していくのか、個別の具体的な計画になっていきます。

これらの計画の上下関係ですが、異なる法律に基づく計画ですので、必ずしもどちらが上ということはありませんが、位置付けとしては、障害者計画が市の障害福祉全般を対象としておりますので、私共の計画の中では、障害者計画の方をより基本的な計画として考えているところではございます。

## 委員

よく分からないのは、10年の計画というのは、障害者基本法の条項が変わって義務付けられたのですか。この計画を作って、国や地方公共団体に出さなければならないためにやっているのですか。よくわからない。同じような計画であるような気がするのですが。作り方も基本法を作って、それに対して詳細については障害福祉計画と位置付けるとか。並列的に書いていたら、どちらを審議しているのか分からなくなってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

## 事務局

障害者計画の方は、個別の施策に特化したものではなく、障がい者施策のもっと大きな体系の計画になります。市全体の障がい施策のための計画になります。

3年計画の障害福祉計画・障害児福祉計画の方は、障害者計画の中の、障がい者に特化したサービス、公的扶助と言われているものがメインで、どのくらいの量を白井市の方で確保するか、具体的な数字等を計画に盛り込んだ、そういう計画になります。ですので、障害者計画の方が大きな計画であって、障害福祉計画の

方は、障害者計画の中の一部を詳しくした計画になるということです。

#### 委員

大体分かりました。10年計画の冊子を頂いたのですが、10年計画の中に、詳細については市が別に定めるとか計画するといった条項が入っているのでしょうか。資料の解説を聞いていると、障害者福祉計画の方が上位になるような書き方をされているような文章があったような気がするのですが。その辺が、普通ならば基本計画があって、そこから詳細や実施という書き方をされるのか、その辺だけ教えてください。

#### 事務局

障害者計画が上位で、もう少し詳しく障害福祉計画でやりますよということは、文言的にはそのようなことは書いてないのですが、先程も言いましたように、3年計画の方はより具体的な内容になりますので、障害者計画の方が上位計画という考えでよろしいかと思えます。

#### 委員長

補足ですが、障害者基本法というのが21世紀に入って新しく作られた。世界的に障がい者運動が活発になって、いわゆるインクルーシブになってきたので、日本がそれに対応して障害者基本法を作った。総合支援法は旧自立支援法で、基本法の後に作られたもので、上位概念としては障害者基本法が上になります。法律というのは下に行けばいくほど具体的に、ピンポイントになっていきます。今、事務局からありましたように、障害者基本法は非常に大まかな概要のみ伝えているもので、それを総合支援法で自治体に細かく設定しなさいとなっています。それに沿った障害者計画と障害福祉計画で、非常に市民には分かりづらいと思いますが、法に則って行われているということでもよろしいでしょうか。

#### 委員

わかりました。

## 2 基礎調査の結果について

- ・事務局より資料説明が行われた。

### 委員長

ありがとうございました。

基礎調査結果ということで、障害者計画の基になる資料ということですね。ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。また、これも一応10分がめどということで。

### 委員

アンケート調査とヒアリングについてなのですけれども、アンケート調査に関しては、私たちは、主人も私も全盲なのです。ですので、アンケート調査を自分でやる事ができない状況です。できれば、アンケート調査は、自分で読んで自分で書きたいというのは私たちの思いなのです。例えば息子にお願いするにしても、該当する番号に丸をしてくださいますというのとは何かお願いできるのですけれども、その他のところで意見はたくさん書きたいと思っているのですけれども、それをお願いするのは、いくら家族でも遠慮があってできない状況なのです。

ですので、できればパソコンしますので、メールで自分で読んで自分で回答できるような方法を取っていただけたら、自分の意見をたくさん書いて提出することはできるので、今後、よろしくをお願いします。

それから、ヒアリングに関してなんですけれども、3回ヒアリング行われましたけれども、非常に時間が短くて、視覚障害者は皆さんのように資料も読めませんし、情報も不十分ですし、時間をもうちょっとほかの団体よりも多く取っていただけたらありがたいなと思いました。

そして、何か意見を言ってくださいと言うばかりで、経過報告もなければ、これからどうしたいとか、こういう状況ですという説明もないので、何のためにやっているのかなという印象を持ちました。今後、検討をお願いします。

### 委員長

ありがとうございました。今のはご要望ということで、意見表明の方法、パソコンでお願いしますと。あと、ヒアリングの内容ですね。もっと具体的なものを明らかにしてお願いしますということで、よろしいでしょうか。

### 委員

もっと時間長くってほしいです。お願いします。

### 3 障害者計画 2016-2025 中間見直し版の案について

- ・事務局より資料説明が行われた。

#### 委員長

ただいまの事務局からの報告に対して、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。なお、この議題は 20 分という目安になりますけれども、時間関係なく、ありましたらお願いします。

#### 委員

選挙のことなのですけれども、市議選の情報は全くないのですね。点字でもなければ音声でもないので、ホームページも見に行くのですけれども、視覚障害者ではホームページがよく検索というか、ちゃんと情報が取れないのですね。それで、やっぱり大事なことです。情報提供をよろしくお願いします。

あと、点字で投票できるそうなのですけれども、私たちは代理投票というのを選んでいるのですけれども、一応、なぜかという、点字だと個人情報を守られないのではないかなと心配なので、代理投票でも心配ですけれども、こちらのほうが安全かなと思って、そちらを選んでいるのですけれども、できれば点字での投票をしたいのです。自分で書きたいという、そういう思いがありますので、個人情報をきちんと守ってもらえるような方法を、私のほうで絶対大丈夫だという方法を取っていただけると助かりますので、よろしくお願いします。

#### 委員長

要望ということだと思います。選挙管理委員会ですね。合理的配慮の義務があると思いますので、お伝えください。

#### 事務局

はい。

#### 委員

基本的なことをお伺いしたいのですが、一つの提案があるのですが、この 10 年計画なのですが、障害者計画、多分、5 年前に苦労しておつくりになったのだと思うのですが、10 年計画ですから、10 年間という観点に立っておつくりになっているのだと思います。それで見てみても、障害者の基本の部分は全て網羅されていると私は思います。

それで、この計画は基本的な部分をやることになっているので、事務局のほうで大変膨大な資料でおつくりになっていて大変申し訳ないのですが、私は、中間は見直しということではなくて、見直しをするということは元の部分が、5 年間の部分の全部評価をして見直さないと、修正をしないとあまり意味がないと思うのですが。それで、修正した分を全部一つずつ来ると、前の最初の計画がどこか行ってしまうような感じになってしまうのではないかと思います。

それで、私は、これは中間報告か中間まとめにして、第3章にある重点項目、四つあると思いますが、それを主として、現状と課題と今後のあと5年間の方針というのを中間、私はまとめよりかは報告のほうが良いと思いますが。

それから、もう一つは、修正ということではなくて、5年間で多分いろいろな法律だとか、制度とか、条例とか、それから市は総合計画が上位になっているのだらうと思いますが、ほかの計画とかの整合性とか何かの部分はこういうことでという修正はしてもいいと思います。

それから、その中でずっと出て、一つ修正するというか、訂正するというか、変更するという関係の部分が一つもないので、これ、途中で法律とか制度とかが変わったときはどこがどういうふうにするかというのは、やっぱり規定しておかないといけないのではないかと私は思います。普通ならば、やった場合については、事務局は変更することはできると。ただし書をつけて、この委員会に報告して了承を得るとか、承認を得るとかという部分は入れたほうが良いのではないかと思います。これは、福祉計画のほうもそうですが。

それで、基本的には計画といっても、市の総合計画みたいに何かをつくっていくとか、やっていくとかいう、変更していくとかという計画。計画という名前をつけておりますが、これは障害者の基本の部分をやっていく、市がこういう方針でやっていくという形でつくられているのではないかと、私はそう思っているのですが、だから、細かいところはそんなに重大でない、基本のところですので、少しの言葉遣いとか、確かにそれをやり出したら切りがないと思うのですが、そこは現状と課題と方針の中でおやりになったほうが、私はいいと思いますが。皆さん方のご意見を聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 委員長

ありがとうございました。今の点に関しては、事務局、何かコメントはありますでしょうか。

#### 事務局

今回、中間見直しということで、策定方針に基づいて直すところを考えさせていただいているということにはなってしまうのですね。10年計画の一番最初の策定であれば、それこそゼロベースで、こういう文言直しみたいな形ではなくて、現行計画を基本にした直しではなくて、もうゼロからつくるとというのが本来の在り方なのかもしれないのですけれども、今回は中間見直しということで、あえてこれまでの5年間の計画をベースにして、直すところは直す、続けるところは続けるというようにつくりで私どもは考えているところはございます。

ただ、ご指摘もありましたように、例えば、計画期間中に法令等の大きな改正であるとか、社会情勢の何か大きなトピックがあったというようなことがあったときに、今の制度ですと、途中で変えるということではできなくなってしまっております。もし、例えばこの後半5年間の間にも非常に大きなそういった変化があった場合には、それに対応して直せる仕組みを仕込んでおくというのも一つの考え方かなとは思っています。

その5年間の間に大きな動きがあったときにどうするかというのを、一度、こちらで持ち帰らせていただいて、再度検討させていただければというふうに思います。

まだお答えできていないところがあれば、申し訳ありません。ご指摘いただければと思います。

## 事務局

概要は今、申し上げたとおりなのですけれども、この見直しの中で、やはり当初10年、おっしゃるとおり、10年間でこれだけのことを計画載せていることを達成していこうということをつくってはいるのですけれども、この見直しで、より具体的、現実的な計画にしたいというもくろみも事務局のほうにはあります。

実際、5年前に書いてみたのだけれども、施策を進めてきて、もうちょっと重点的にここを進めていったほうがいいのではないかと。それに合わせて、確かに細かい修正はあるのですけれども、ご指摘いただいたとおり、この見直しを過ぎた後にも、当然見直すべき社会の情勢の変化とかございますので、それについては、その都度検討していきたいなと思います。

## 委員

すみません。ちょっと理解があれなのですけれども。こういう計画をつくるときに、10年という期間を設けた以上、やっぱり10年耐えられるというのですかね。基本的に何をやるかというのをまず決めて、おつくりになっているのだろうと思うのですが、ただ、私は前の部分は分かりませんから、見えませんから、CDで聞いているだけなのですが、確かに前からこの障害者計画というのはあったのだろうと思います。それで、基本法によって義務づけられたというか、義務化されたからこうなったのだろうと思いますけれども。だから、もっと幅広く、この前の障害者計画の範囲を広げておつくりになったのだろうと思うのですが、ここの委員になっている方はほとんどと言っただけにはいけないのですけれども、関わっている方がたくさんおられるように見えるのですが、その辺を、そうすると、10年計画というのは、これほど私は、10年計画だから、大変革が起こったときに修正するかというのとは分かりますが、そんなに大きな障害者に関しての変更があったように思えないので、私はこの10年間の計画はそのままあって、原本あって、課題として上げて。だから、修正するのは、法令とか何かによってなくなったとか、加える必要があるとかの場合だけでいいのではないかと思います、その辺は少し。

そうすると、こんなに修正しなければいけないのなら、これ、10年計画、今後またあと5年後につくるときに、それでは毎年計画つくるか、2年間とか、5年間とか短い計画にするか何かしないと、大幅な障害者の情勢が変わるとか、変化があったという場合については修正というか、見直してもいいと思いますが、そんなに細かいところについてはそんなには要らないのではないかなと私はと思いますが、事務局の仕事も大変だと思います。少ない職員の方でこれだけの事業をやっている場合については、なかなかいろんなところはできないのではないかと思います。以上です。

## 委員長

それは、今後へのご意見として事務局に頂くということでもよろしいでしょうか。

これは、第1回終わった後に、また修正したものを何回か検討するのですよね。これで終わりではないですよね。

## 事務局

今日、この委員会で頂いたご意見、ご指摘、そういったものあれば、次回、9月のときに、直したものを見ていただきたいなと思っているのですけれども。今回でこのまま決定というわけでは、もちろんございません。

## 委員

素案の4章の68ページにあった、要望か何かになってしまうと思うのですけれども、災害時避難行動要支援者制度とか、名簿の管理のことが書いてあったのですけれども、通番83とかで。見直したと81と書いてあるのですけれども、そもそも、たしか私の家にも名簿の登録しますかという紙が届いたのですけれども、そのとき、消防とか警察とかそういういろんな人が家に来るみたい書いてあったのは分かったのですけれども、実際、どういう支援とかをするために警察の人が来るのかとか、来て、この家に対してどういう支援が必要だと思うから見に来るとか、消防の人が見に来るとか、そういう具体的にこの人たちがどういう連携をして、そういう避難をしていくというのが書いていなくて、ただ家を見に来るだけみたい書いてあって。しかも、最後には、必ず来るとは限りませんみたいにしただけ書いてなくて、登録していい、ただ個人情報を市にあげて、いろいろな人にあげてしまうだけになっていて、自分には実際その情報を提供することによって、どういう支援が受けられる制度なのかというのがよく分からなくて、結局、私はまだ登録していませんので。

なので、もうちょっとそういう紙を送ったりとか、次、またそういう名簿の人に対して、実際こういう、警察とかそういう人が家に来ることによって、どういった、個人個人ではなくて、大枠としてこういう支援がだいたいできるように、サポートするために家に見にきますから、説明がそのとき欲しかったなというのであって。そういうのを含めての、そういう名簿の整備・項目の加除と書いてあるのですけれども、そういうので要望としてどうかなという意見です。

## 委員長

具体的な緊急時の対応について、何か計画はありますでしょうかということです。

## 事務局

まず、ご指摘のありました名簿のオフター、載せますか、載せませんかというのがちょっと説明が不足していて、判断がなかなか難しいという点につきましては、担当課のほうにもご意見はお伝えして、名簿の更新はこれからもずっと続いていき

ますので、よりよいものにしていければいいなと思います。

それと、災害の実際の場に向けたものとしては、先ほどのご説明の中でもお話をさせていただきましたが、現行計画では119番を活用しますというような項目が1個あるきりでしたので、これをより具体的な項目にしたいということで、救急キット、ヘルプカード、ヘルプマーク、あるいはネット119といったものを活用して、緊急時の支援体制、救急活動、これが円滑、迅速にできるように体制の整備に努めていきたという項目に、書いている部分がございます。以上です。

## 委員長

その他、よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。では、また私からよろしいでしょうか。何点か。

資料3-1の4ページ。中間見直しの基本的なものが書いていますけれども、オリ・パラに関しては、報道されているように縮小されて実施だとか、あるいは先ほど、委員からも出ていましたが、ひょっとしたら万が一、なくなる可能性もゼロではないということで、これが場合によっては、そのままなくなる可能性もあるということですよ。そのところの対応として、ちょっと表現を軟化してもいいのかなと。絶好の機会だとか言ってしまうと、あまり花火打ち上げてしまうと、やらなかったではないかで終わってしまうので、そこは検討したほうがいいかなと。

それと、先ほど、事務局のほうから社会情勢を反映させてということがありましたので、今般のコロナを受けて、障害がある方の生活がかなり制限を受けていると思うのです。それを全部に反映させると大変なので、一番最初のところに、感染症の拡大等の際には、迅速な機動的な具体的対応みたいなことを入れておくといいのかなと。もちろん、そのためのアクションプランは立てておいたほうがいいかなとは思いますが。

同じ3-1の資料の22ページですね。先ほど、委員からも出ていましたけれども、災害時の対応ということで、私、今回、東庄町の北総育成園のクラスターに大分主体的に関わって支援してきたのですけれども、そこで気づいたことを国会などでディベート、DWA Tと書くのですけれども、例えば、DMA Tというのが緊急医療チームですよ。DPA Tというのは緊急精神医療チーム。DWA Tというのは緊急福祉支援チームということで、これの創設が必要ではないかと国会でも言ってもらったのですけれども、都道府県単位で、千葉県もそのチームの制定に向けて動いていたらしいのですが、コロナの影響で止まっていると。今回、特措法の予算の中に、こういう緊急時の障害者、高齢者支援に特化したアクションをやってくださいというような予算の背景があるので、千葉県内のいろいろな大きな市は、もう市独自でつくろうかという話もあるのです。

白井市さん、人口6万人レベルでどこまでできるか分からないのですけれども、例えば、印旛圏域でもいいし、お隣の船橋市と連携しても構わないかと思うので、私が想定していたのは、福祉施設の中でクラスターが発生したときに、専門的な技術のある人を派遣したほうがいいですよということなのですが、例えば、さっき委員から出ましたように、自衛隊だとか警察だとか消防を待つのではなくて、地域の

人で、例えば高校生だとか大学生だとか、比較的力が出せるような人たちが緊急支援に向かうようなチーム体制をつくるだとか。もちろん、個人情報保護だとか、民政委員並みの守秘義務を発生しても当然だとは思いますが、そういうもののチーム体制をつくるのに、今、国の予算が認められているようなので、検討してみてもいいのではないのでしょうか。もちろん、研修などをして、地域にこういう方がいて避難を希望されているので、あなた方4人はそこに行ってください、何かあったときにはそこに行ってくださいというような、具体的なアクションプランを考えてもいいのかなと思いました。要望です。

それと、もう一つですよね。資料3-3、いいですか。4ページ、上のほうで、市のホームページ、個別通知、窓口配布等により相談体制・情報提供の充実とあるのですが、先ほど、いろいろな方から出ていましたけれども、ウェブサイトなどは誰でも見やすい、分かりやすいものを工夫してつくっていくべきかなと思います。例えば、音声案内を普通に入れるだとか。この間も言いましたけれども、漢字にルビを振ったものをつくるだとか。例えば、知的障害のある方で、成人の方で自立生活されている方もいると思うので、できるだけ誰にでも分かりやすいものがないのかなと。ユニバーサルデザイン化していただければと思うのです。

さっきから皆さんの様子を拝見していて、このネームプレートを落とされる方が多いですね。今もそこに落ちているのですが、これ100均で、ゴムのラバー、30センチで100円ぐらいで売っているのですよ。これ、特別支援学校で時々使うのですね。子供が椅子からずり落ちないように。細く切って、ここにつけるだけで多分落ちなくなるので。こういう簡単なことでいいので、ユニバーサルデザインをもう少し庁舎内からまず始められないかなと。あるいは小中学校です。要望です。

あと、すみません。同じ資料3-3の19ページの一番下に、差別解消法に対する対応が書いていますが、お金のある東京都は、15秒スポットで合理的配慮について8本ぐらい動画を制作して、かなり流しているのです。そこまでは無理だとしても、白井市さんで、例えば小中学生に授業の中で合理的配慮を教えていくとか、具体的な取組を。多分、子供に教えると、子供が親に伝えると思うのですよね。そういう具体的なアクションが見えると、何が差別で何が差別でないのかとか、合理的配慮とは簡単な、今言ったゴムのラバーを貼るだとか、簡単なところからできるのだよというような話があるといいかなと思いました。

最後に、もう1点ですね。35ページですか。やっぱり専門的に気になるところが、35ページの通番42のところ、通級指導教室と。言語に軽度障害のある児童がと。これ、今、学校教育法の施行規則がちょっと変わって、障害の軽いとか重いという表現をしなくなったのです。例えば、医療的ケアの必要な最重度のお子さんでも地域の小中学校に通えますよというのが今の法律なのです。この軽度とか重度というのは、なくしたほうがいいのではないのかなと思いました。

それと、通級指導に通う保護者の方にガソリン代ということなのですが、実は、通級指導教室は何種類かあって、自分の学校の中に置いておくものと、違う学校に置いておくものと、自校通級と他校通級があるのです。この表現見ると、自

校通級というのはガソリン代出るのですかということになってしまうので、市教委と話をして、もう少し細かく設定されたほうがいいかなとは思いました。

すみません。長々としゃべってしまって。全部要望です。ほかは皆さん、いかがですか。よろしいですか。

#### 4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の案について

- ・事務局より資料説明が行われた。

##### 委員長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

##### 委員

この福祉計画と障害者の関係ですね。私、読むというか音声で聞いて、非常に丁寧につくられていまして、これを皆さん方、読んで本当にといいか、何のためにといいか。基本的には、白井市がやる事業を自分たちで決めておられる部分なのですが、障害児にとって、この計画を読むのは非常に大変で理解しづらいと私は思うのですが、もう少し簡素化といいか、今度はもう第6次まで来ているのですから、第1章などは目的と基本理念を書いて、それから経緯を第1次から第5次までの分を入れて、第1次は何をやったとか、第2次は何々を法律によって加えたとか、それぐらいでいいのではないかと私は思います。

それから、すぐ後、構成の中で、この第5次の経過報告があるのですが、あれを前半に入れると、前から読んでいると、あれを読んでいると、後ろのほうはもう読む気もしなくなるのではないかと思うので、5次の計画は一番最後に回したほうがいいのではないかと私は思います。

それから、もう少し読んでいて分からなかったのは、障害児の関係と障害者の何かが一緒くたに入っているので、できれば障害児の分は章を改めてやられたらどうかと思います。ただ、一般的な事業の中にも障害児の部分が含まれているとすれば、あれも含まれるとかしたほうがいいのではないかとと思いますが。障害児の関係、障害児の団体の方がおられますから、ご意見お伺いしたほうがいいのかと思いますが、一般の中に入っていると、全部読まなければいけなくなってしまうと思います。

それからあと、基本理念とか、いろいろな理念を大分同じ、次の章も次の章も理念が書かれているので、それほど理念をやらなければいけないのようなのなのかということですか。

それから、それは今回おつくりになったとき、もっと簡素化して分かりやすくしていただきたい。なぜかといいますと、私は10年計画のほうは、あまり文言変えるつもりはなかったのですが、この第6期障害児というのは、アンケートのときにこの5年計画、10年計画と、この障害児計画を知っていますかというのをあえて入れさせていただいたのですが、あの結果が、結局は回答者の80%は知らない。結局、後の人たちは全く知らないということを行っているので、全体的に80%はこんな計画があるというのは、実際、私自身も知りませんでした。だから、どちらかというのをもう少し分かりやすくしたほうがいいのではないかということの一つ。

あとは要望ですが、事業所ですね。就労の関係が、事業所という。これは設立というのは、何かの法の下に法人化されている事業所なのですか。教えていただければ。

## 委員

いえ。そんなに難しい話を聞くつもりはないのですが。民間会社みたいに利潤追求とかそういう感じではなくて、福祉法人化でなっているのかということ、障害者であるから生産性の向上なんてことは、あまり生産性なんていうのは考えられない。なぜかという、ご存じだと思うのですが、障害者の率でございますね。就労、障害者の雇用促進ですか。雇用率というのがあるので、大企業が達成できないから、職員として雇っているケースがあるというのを聞いたことがあるのですが。だから、なぜかという、1人につき6万円ですか。年間6万なのか、月6万なのか分かりませんが、違約金というのがある、それを払うぐらいならば払うというか。それと、障害者の関係で直接雇うのですよね。それで、できることは農業とかちょっとした軽いもので派遣するというのですか。そういう形で雇用率を上げている会社があるというのを聞いていますし。

そういうことと、それから、この就労施設とか何かの、これは市が何かをやるのではなくて、事業所のほうがやりたいからということで市に申し込むという形になっているので、その辺を一つお答えいただくのと、もう一つ、障害者団体でございますね。皆さん、入っておられますが、心身連協というのですか。これは見直しにかかっていますよね。多分、見直してということが入っているのは、あれは、ああいう見直しを言うときは、大体財務委員会とか、そういう委員会とか、財務系とかが言っているのだらうと思いますが、やはり見直しというのは経費を削減するということなのでしょうけれども、非常に必要だと私は思います。

だから、前課長に、あるとき話をしたことがあるのですが、課長は、規約を見直ししかないとかおっしゃっていたような気がするのですが。今、多分、理事会で検討されているのでしょうけれども、今年度末の期限になっていたと思いますが。できれば、この第6次の中で、この障害者団体の関係を強く何かの形で入れていただきたいという、これも要望でございます。

## 委員長

事務局、答えられる範囲でお願いします。

## 事務局

前半で要望があった福祉計画の構成についてなのですが、こちらは国の基本指針に基づいて作成するものになるので、記載が義務づけられているものがありますが、正直分かりづらいところとか、市民向けにとっては難しい内容となっているので、できる限り簡素化して、国と県と調整取りながら作成のほうを検討していきたいと思っております。

## 事務局

代わりまして、集団継続支援事業所についてなのですが、就労継続支援事業所、社会福祉法人さんとか、NPO法人とか、あるいは株式会社が担っているこ

ともありますが、法人格を持つ団体が千葉県の認可をもらって設立するものになっております。

例えば、お話がありました、企業が障害者雇用率を確保するためというふうなお話ありましたが、例えば、特例子会社という話で、会社の子会社のほうで雇用している障害者の方を合算で雇用率に算入するということはありますけれども、就労継続支援事業所はそれとは別で、障害者の就労支援、働くことの支援、それから就職の支援のほうに行く事業所ということになっています。

## 委員

意味は分かるのですが、結局、こういうふうは何々をしますとか書いてあるのですが、そうすると、市として、そういういろいろなものについて、どのような形で就労支援の事業所を増やすとか、市の関わり方とか何とかというのが多分出てくるので。これ、非常に難しい問題だろうと思います。お願いしたいと思います。

もう一つ忘れていました。中にいっぱい法令が、いろいろな法律書いてありますね。それから、福祉プランと書いてあるのですが、福祉プランというのはどこにあるのか、何のことか分からないので、できれば巻末か何かで参考資料か何かで障害者基本法はこういうことを明記した法律だとか、総合支援はこういうものを明記しているとか、何かそういうのを参考資料でつけていただければ、皆さん、お分かりになるのではないかと思います。

そうでなければ、いろいろな法令が入っていて、それを一つ一つ、そのときそのときの方向の中で説明されているような感じがするのですが。そう分けずに、何か一つの法律に対してやっていただければ、非常に分かりやすいかと思います。

## 委員長

内容を分かりやすく、具体的にということだと思います。非常に格調高い文言は並んでいるのですが、やるかやらないか、できるかできないかというところをはっきりしていけるといいかなと思います。

司会の不手際で大分時間が延びているのですが、ほかに皆さん、ありますでしょうか。お願いします。

## 委員

参考までにお聞きしたいのですが、56 ページですね。56 ページに、「障がい者数の実績と見込み」という表が出ていますけれども、参考までにお伺いしたいのは、障害者手帳を持っていらっしゃる方、あるいは精神障害保健福祉手帳を持っていらっしゃる方、最後に対比、人口に対する比率が出ていますのですが、これは例えば近接自治体との比較とか、あるいは全国平均とか、もしそれが分かれば、参考までにお伺いしたいのです。白井の位置というのが多いのか少ないのかとか、この辺、参考までに。分かればお伺いしたいのですが。

事務局

今、お手元の資料にはないので、次回までに調べて、次回の会議に用意させていただきたいと思います。

事務局

すみません。別件で調べて、近隣との比較という部分ではありまして、近隣との比較で、特別、白井市が障害者の数が多いというようなことはなかったです。大体平均、もしくは若干少ないかなというぐらいですね。近隣の動向については、先ほど申し上げたとおりです。

委員

大体分かりました。

委員

また要望とか提案とかになるのですけれども、あと、質問なのですからけれども、55ページの障害児の発達支援のところなのですからけれども、質の高い専門的な発達支援を行う障害児の通所支援等の充実のところの内容として、私、自分が途中からこういう病気になったというのもあって、そういえば、小学校に入る前にそういう所を探すとか、そういった支援は結構あるのかなと思いますけれども。例えば、通常の小学校に通っていて、途中からけがなどによって身体障害が起こったとか、そういう途中からという場合の支援体制づくりという観点、そういう事業所と学校、教育委員会とかとの連携とか、そういうシステム構築は考えているのでしょうかという質問がしたいのと、もしされていないのであれば、今度、今回そういう計画として、そういったシステムづくりをしていって見ては、考えてみてはどうですかという提案です。

委員長

中途障害のお子さんの支援体制について、いかがでしょうか。

事務局

途中で障害になった場合も、18歳未満であれば、障害児の支援のほうは受けられますので、障害福祉課の窓口のほうにまず相談していただきたいというのと、あと、連携については、相談支援事業所等が間に入りまして、切れ目のないような一般的な支援ができるように、相談支援事業所の活用のほうを進めてまいりたいと思います。

委員長

学校教育法上では、小中学校、高校、全てに特別支援教育コーディネーターという役職の者が必ず1人配置されていますので、それが各学校機能しているかどうかは別として、一応、相談窓口はそこになっています。そこから近隣の特別支援学校

の専門家に話が行くなどというシステムにはなっています。ほかは皆さん、いかがでしょうか。

先ほどの障害児と障害者の兼ね合いなのですが、多分、子育て支援課さんのほうが、子ども・子育て会議みたいなものをしていて、そちらで基本的に障害児は児童福祉法になるのですよね。そっちでも計画しているかもしれませんが、事務局のほうでよくすり合わせて、児と者を具体的に見ていければいいかなとは思いますが。

1点だけよろしいですか、私から。これは本当に表現の問題なのですが、5ページの上から3行目に、耳の聞こえない人と耳の聞こえる人という表現がありますよね。これ、今、何々できないという言い方はあまりしないのですよね。例えば、聞こえづらい方という表現か、あるいは市民の方、どう反応するか分かりませんが、聴覚障害のある方とない方という表現をするか。あまりネガティブな表現を計画に入れないほうがいいかなとちょっと思いました。ほか、皆さん、よろしいでしょうか。すみません。長々と。

委員

さっき言いましたように、障害児の関係を章を改めてというわけにはいかないのでしょうか。

一般の中にもずっと障害児と普通の障害、大人のほうと併記というか、入っているのです。別個の章に、別の章にするというわけにはいかないのですか。分かりやすく。

委員長

児が別立てで計画をきつと立てるので、そちらかなとは思いますが、事務局、どうぞ。

委員

別に事業を立てるということではなくて、混在して入っているから、それを抜き出して、章を新たにしたらどうかと思うのですが。入っている、中をですね。

事務局

章を分けるような形でよろしいですかね。

委員

同じように、一つのところに障害児の関係も入っていますよね。

事務局

はい。

## 委員

いろいろなところに。それを抜き出して一つの章にして、障害児の部分という形ではやっぱりまずいのですか。何か分かりやすいような気がするのですが。

## 事務局

章を分けるというか、今、おっしゃっているというのは、もう少し分かりやすく、児と者を恐らくそこについて分かりやすくしてほしいというお話かと思っております。章を分けると、構成自体の見直しからしなければなりませんので、同じ中で、例えば経過目標は、これは者のほうのサービスの目標なのか、児のほうのサービスの目標なのか、児と者で分かりやすく表記するというのでは難しいでしょうか。そういった形でも。児と者のサービス、これは18歳未満の子なのだよ、これは大人の方のサービスなのだよというのを分かりやすく表記するというような対応でもよろしいでしょうか。

多分、章を変えてしまうと、全体の構成自体をもう一回検討して、同じ成果目標でも、何章、者、何章、児というような形であるかということだと思っております。

## 委員長

章を変えるよりも、もう少しほかの手立てで分かりやすくまとめ直したいということですが。

## 委員

障害児の団体の方、ご意見はないのですか。

## 委員長

当事者団体の方、いらっしゃったら。

## 委員

今日初めて参加させていただいたので、まだ内容も前任のほうから引継ぎ等なく、今ここにいるので、分からないことも多いのですが。私は、障害児、者、もちろん分けたほうが分かりやすいのですが、児のほうは児のほうで、先ほど言われた子育て支援課のほうで、多分まとめて来るので、障害児のほうは、多分そっこのほうを集中して見れば分かるかなとは思っておりますね、ある程度は。

ここで一緒に入っているというのは、障害児も者も継続していくという点では、私たちも、結局、子供たちが大人になる、いずれかはここで見なければいけないというのが一緒に見られるという基本方針として、子供の頃はということで、ここで括弧書きで障害児はここにある、障害者はここにあるということで、一応、括弧で分かれています、ここで一つの項目に障害者は何とかで、障害児は何とかでとは特には書かれていないので、一応、項目と基本方針があり、障害児者の方針があり、その中で障害者、障害児というふうに分けられているので、大まかな方針という中では

分けられているという部分で、また基本方針が障害者のほうであり、またしばらく行くと、また何章かで基本方針が出てきて、障害児がちょこっただけあるみたいな。基本的に大人のことも書いてあるので、障害児がちょこっただけあるというのだと、またややこしくなるかなとは思うのですね。そして、構成をつくり替えるという、全てを白紙に戻すみたいな感じはあるので。

なので、私としては、見やすいかと言われたら決して見やすくはないですけども、そこまで混在して一緒になっているとも特には思わないですね。

#### 委員長

時間も長引いていますので、この点は、事務局のほうに子育て支援課さんとすり合わせをしていただいて、次回、分かりやすく少し工夫をしていただいて出してくださいということよろしいですか、事務局。

はい、分かりました。ほかにもまだあるかもしれませんが、かなり長時間になっているので、委員長権限でここで終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 委員

この会議、開始の時間が10時からということで始まりは分かるのですが、お尻の時間はもともと決まっているのでしょうか。

#### 委員長

終了時間は、12時ということになっています。

#### 委員

そうなのです。分かりました。あと、すみません。今頃、数字のことを気がついてしまったのですが、この34ページの地域活動支援センターの実績が、解説のほうだと30年度、31年度も上回っていますとなっていますけれども、上回っていないですよ。86.8%、61.5%。逆ですよ。

地域活動支援センターで気になってしまったのは、最近、横浜市のニュースで、横浜市が地域活動支援センターの対象となる対象者から、就労している人を外するという方針を出して、それで福祉新聞とか結構記事になっていた。そういうことが、どういう意図なのかは分からないのですが、そういうのが影響ないといいなと思っていたところだったので、すみません。反応してしまいました。

#### 委員長

ありがとうございました。まだおっしゃりたいことがあるかもしれませんが、障害福祉課さんのほうに、もしあれでしたら、この後、ご意見をお伝えいただければと思います。

#### ◇閉会

・事務局より閉会が宣言された。

以上